

～小金井・小平の地域と会員をつなぐ～

さぽたま通信

発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子
発行所 〒184-0012東京都小金井市中町4丁目14番17-606
TEL: 042-313-4600 FAX: 042-313-4700
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報紙編集委員一同



武蔵野公園

特集

遺言は最後の贈り物

一般社団法人相続後見シニアサポート多摩理事長 久保 晶子

「遺言書？我が家には必要ないわ。誰かに遺すような財産もないもの」Aさん（70代女性）は、友人に笑いながらそう言いました。

Aさんは、夫のBさんと二人暮らし。二人の間には子がなく、Aさんご自身のきょうだいとは仲が良いものの、Bさんの兄・姉とは折り合いが悪く、長年交流がありません。夫婦の主な財産は、夫名義になっているご自宅の土地・建物、夫の退職金の振り込まれた夫名義の預金です。Aさんはずっと専業主婦でしたので、ご自身名義の預金は少なく、夫婦で築き上げた財産はほぼ夫名義になっていました。

万が一、Bさんが亡くなってしまった場合、Bさんの遺産はどうになってしまうのでしょうか。この場合、Aさんが全財産を相続することはできず、民法により定められたBさんの「法定相続人」全員が「遺産分割協議」を行い、協議書に署名・押印（実印）し、それに印鑑登録証明書を添付しなければ、Bさんの不動産の名義変更も預金口座の解約も行うことができません。Bさんの法定相続人は、妻のAさん（法定相続分4分の3）、Bさんの兄・姉（法定相続分4分の1）となり、兄・姉が相続放棄をしたり取得分の減額に応じたりし

ない限りは、夫名義の遺産全体の4分の1に相当する財産を兄・姉に渡さなければなりません。

このような事態を防ぐことができるのが、遺言です。Bさんがお元気なうちに「全財産をAに相続させる」旨の遺言を作成しておけば、Bさんが亡くなった後、Bさんの兄・姉の同意がなくても、遺言に記載された通りに相続手続を行うことができ、Aさんが苦勞することはありません。

遺言を行ったほうが良いケースとしては、Aさん、Bさんのようにお子様がいらっしゃらない場合の他、相続人以外の人・団体に遺産を渡したい場合や、逆に遺産を遺したくない相続人がいる場合、先夫・先妻との間に子がいる場合などが挙げられます。遺言により、行政書士などの専門職を「遺言執行者」に指定することで、実際の相続手続を専門職に依頼することができ、相続人に負担をかけずに済むこともメリットの一つです。

Aさんのように、遺言は「お金持ち」のための制度だと思っている方も多いのですが、そうではありません。遺言があることで遺された方々を幸せにしたり苦勞を少なくしたりすることができる——遺言は大切な方々への最後の贈り物と言えるのではないのでしょうか。

令和6年度活動報告

第15回勉強会 報告：霜鳥 文美恵

令和6年10月10日（木）、小平市花小金井南公民館にて、前回勉強会の第2弾として、「そこが知りたい！成年後見業務で役立つ生活保護の知識・応用編」の勉強会を開催しました。講師は、引き続き、元小金井市福祉保健部地域福祉課生活福祉係主事・今泉強也様にご担当いただきました。初めて出席する受講者のために、「生活保護のしおり」に沿った基礎的事項（申請時の持物、要否判定、受給までの流れ、保護の内容、一時扶助）の種類の解説を最初に行って頂いた後、応用的な分野として、入院している方が受けられる「医療単給」、葬祭扶助を受ける場合の手続の流れ、境界層措置のあらましなど、かなり専門的な内容についても解説いただきました。後半は、一般に馴染みのない分野ですが、後見人にとっては関わりの深い領域ですので、大変役に立つものとなりました。また、今回は、「ケースワーカーの日常」と題して、講師の体験談や苦労話もお聞きすることができました。このような充実した講義内容を反映して、受講者からは、アンケートにおいて、極めて高い評価を頂きました。



第16回勉強会 報告：三島 友紀

令和7年2月17日（月）、マロンホール（東小金井駅開設記念会館）にて、第16回勉強会を開催しました。今回のテーマは「相続業務のいろはと最新手続き。国際化社会とデジタル社会に備えて」で当法人の行う勉強会では初めてとなる「相続手続き」に特化した勉強会でした。講師には16年以上にわたり相続手続きに従事してこられた、東京都行政書士会多摩中央支部副支部長片岡慎二先生に務めていただきました。

当日は当法人会員だけにとどまらず、行政書士会の他支部からも参加していただき相続業務の新たな知見を学ぶことができました。

参加者からは「豊富な資料を共有していただきありがたい」「自身の経験から来る実務的な内容がよかった」と多くの喜びの声をいただきました。

相続も後見も日々の知識のブラッシュアップは大切です。今後も勉強会をはじめ会員間の情報共有を行い、地域の皆様により良いサービスを提供してまいります。



市民公開講座 報告：並木 一郎

令和7年2月2日（日）、小平市花小金井南公民館にて、令和6年度市民公開講座「今から考えよう おひとり様の終活」（主催：東京都行政書士会多摩中央支部、企画：一般社団法人相続後見シニアサポート多摩）を開催いたしました。

第一部では行政書士原章治会員による「老後の安心のために：成年後見・死後事務委任・遺言etc」と題し、次いで行政書士藤井隆之会員による「おひとり様の終活計画」と題して2つの講演を行いました。どちらの講演も具体的事例及び関連資料を挙げて対処方法等分かり易く説明しましたので参加者は真剣に聴かれておりました。

第二部では、参加者の中で希望された方に対して、当法人所属の行政書士が無料相談を承りました。相談者からたくさんのご質問をいただき、終了時間まで相談が続きました。

今回は20名の定員に対し、それを上回る28名の申込みがありましたが、当日の天候が雪予報であったため数件欠席の連絡があり、結果として講演会20名、相談会3名の参加となりました。参加者からは、「今後も同じような講演会があったら参加したい。」という声を多くいただきました。来年度も開催の予定ですので、よろしくお願い申し上げます。



会員勉強会

報告：長島 愛

令和6年6月12日（水）、小平市花小金井南公民館にて、令和6年度第1回会員勉強会「ケースワークの原則について」を開催しました。

当法人の会員は、後見業務に積極的に取り組んでおります。後見業務は「ケースワーク」です。お一人お一人のニーズに寄り添い支援していくためには、どうしたらいいのか。また、どのようにご本人と向き合ったら良いのかなどを、福祉職が実践する『バイステックの7原則』の中から、いくつかを取り上げ、具体的にご紹介しました。

例えば、「個別化の原則」。つい、似たような事例を目にすると、今回も同じであろうと判断してしまいがちです。しかし、誰1人として同じ考えの人はいません。お一人お一人に合った関わり方や、「今」その人に必要なことは何かを見極められるよう、しっかりアセスメントしながら判断していくことが大切です。そして、「自己決定の原則」。つい、支援者はご本人のために何とかしてあげたいとの想いから、前のめりになってしまいがちです。しかし、支援者はあくまで支援者であり、ご本人の未来を決める選択権・決定権を持っているのは、ご本人自身です。そのため、支援者の考える“正解”をご本人に強いたり導くのではなく、ご本人自身が意思決定を行うことができるよう、「選択するための支援」をしていくことが、後見人には求められています。

これからも学びの機会を設けながら、後見人としての専門性と実践力を深めてまいります。



事例発表会・会員勉強会

報告：久保 晶子

令和6年9月11日（水）、小平市花小金井南公民館にて、正会員を対象に、令和6年度事例発表会を開催しました。「遺贈」をテーマとして、事前に行った会員アンケートをもとに、遺贈先候補となる慈善団体等に関する情報交換や、遺言執行者として遺贈で苦労したこと、気を付けたほうが良いことなどの意見交換を行いました。

それらを踏まえて、令和6年12月11日（水）、同会場にて、令和6年度第2回会員勉強会を開催し、「遺贈と税金」をテーマに、不動産の清算型遺贈における譲渡所得税、不動産を遺贈する場合のみなし譲渡所得税などについて勉強しました。

会員寄稿

相続・事前準備等について

報告：齋藤 順子

今から十数年前、私がまだ行政書士ではなかった頃、定年を迎えた父が、突然「遺言書を作ってみたいと思う。」と言い出しました。「身の回りのことをきちんとしておこうかと思って、いろいろ整理するのがいいかなと。後で相続でもスッキリするだろうし。」そういう父に、私たち家族は、「そんなに財産があるわけでもないし、骨肉の争いはおきないだろう。」と一笑に付し、その後遺言について話題になることはありませんでした。

数年後に父は亡くなり、なんとか相続手続きを進め、手続きはもう済んだと思っていた10ヶ月後、年会費未納の通知なるものが届きました。会員であったことを初めて知り、急いで退会手続きをしました。数年後、今度は古物商免許更新の通知が届き、まだあったのかと思いつつ指示された警察署へ。本人が死亡したことを伝えてもすぐには免許解除できず、面倒な手続きをとってようやく免許停止をしたということもありました。

行政書士になって、後見や死後事務の委任契約、遺言書の公正証書作成支援に携わるようになりました。ご本人の希望を伺いながら作成を進めていく中で、今ご自身が関わっていることや大事にしたい人たちのこと、何を残したいのか、そして手続きが必要なことなど確かめながら書類を作成していきます。話し合いを重ねて何度も訂正・加筆し、公正証書として完成したときに、ご本人が「これで安心した。」とほっとした表情になられると、私も嬉しくなります。

私の父もこんな安心感が欲しかったのかもしれない、と今の私は父の気持ちが少し分かったように思えます。



令和6年度活動報告

▼ 会員勉強会

令和6年 6月12日（水） 令和6年度第1回会員勉強会「ケースワークの原則について」

令和6年12月11日（水） 令和6年度第2回会員勉強会「遺贈と税金について」

▼ 勉強会

令和6年10月10日（木） 第15回勉強会

「そこが知りたい！成年後見業務で役立つ生活保護の知識・応用編」

令和7年 2月17日（月） 第16回勉強会

「相続業務のいろはと最新手続き。国際化社会とデジタル社会に備えた今後の相続業務に必須な知識を学ぼう。」

▼ 市民公開講座・相談会

令和7年 2月 2日（日） 令和6年度市民公開講座

「今から考えよう おひとり様の終活」及び個別相談会

▼ 講師派遣・相談員派遣

令和6年11月29日（金） 小金井市社会福祉協議会主催

2024年度第1回成年後見制度等市民啓発講演会

「老いじたくを考えるー成年後見制度・死後事務委任契約ー」

令和6年11月29日（金） 小金井市社会福祉協議会主催「相続・遺言・成年後見制度相談会」

令和7年 2月27日（木） 小金井市社会福祉協議会主催

2024年度第2回成年後見制度等市民啓発講演会

「老いじたくを考えるー相続・遺言・成年後見制度ー」

当法人受任実績

成年後見人・保佐人・補助人就職	55件	日常生活見守り等委任契約締結	10件
日常的金銭管理委任契約締結	7件	財産管理等委任契約締結	12件
任意後見契約締結	14件	死後事務の委任契約締結	35件
遺言執行者への指定	42件	その他	12件

（令和7年2月28日現在）

※当法人の紹介を通じて当会会員（または会員の所属する法人）が受託した受任実績です。

当法人にお気軽にご相談ください

法定後見

- 成年後見人等候補者のご紹介
...家庭裁判所の審判による後見



任意後見

- 財産管理等委任契約
...足腰が不自由な場合などの財産管理等
- 任意後見契約
...将来に備えた契約に基づく後見

見守り事務

- 日常生活見守り等委任契約
...日常生活の困りごとのご相談・見守り
- 日常的金銭管理等委任契約
...通帳のお預かり・費用のお支払い

死後の整理事務

- 死後事務の委任契約
...ご葬儀・身辺の整理事務
- 遺言
...遺言作成・相続に関するお手続き

編集後記

さばたま通信第8号をお読み頂きありがとうございました。当法人は街の法律家として、老後の万が一の備えとなる様々なサポートをご用意しております。「誰に何を聞けばよいのかわからない」、「将来が漠然と不安」といったことでも構いません。是非一度さばたまにご相談ください。皆様の不安解消の一助となりますよう、お一人お一人に担当者が伴走いたします。今後ともどうぞよろしく願いいたします。（大塚素直）